

## 訪問看護医療 DX 情報活用加算に係る掲示について

2024 年の診療報酬改定に伴い、当訪問看護ステーションでは、看護師がオンライン資格確認により利用者の診療情報や薬剤情報等を取得・活用して訪問看護の実施に関する計画的な管理を行い、質の高い医療を提供いたします。

これにより、訪問看護医療 DX 情報活用加算として定められた額を所定額に加算します。

訪問看護医療 DX 情報活用加算 50 円/月

訪問看護医療 DX 情報活用加算に関する施設基準は以下の通りです。

1. 厚生労働省が示す訪問看護療養及び公的負担医療に関する費用の請求に関する命令（平成 4 年厚生省令第 5 号）第 1 条に規定する電子情報処理組織の使用による請求を行っていること。
2. 健康保険法第 3 条第 13 項に規定する電子資格確認を行う体制を有していること。
3. 医療 DX 推進体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して訪問看護を行うことについて、当該訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示していること。
4. 3 の掲示事項についてウェブサイトに掲載していること。

医療 DX を通じた質の高い医療を提供するために、ご協力をお願いいたします。